

魚津市告示第 56 号

魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 24 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成 2 年魚津市規則第 6 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定により、魚津市空家等対策地域活動事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 市内に存在する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 地域振興会 市内 13 地区（大町、村木、下中島、上中島、松倉、上野方、本江、片貝、加積、道下、経田、天神及び西布施地区をいう。）を単位として、自治会又は町内会、女性の会、社会福祉協議会、体育振興会、文化振興会等で構成されたコミュニティ機能を有する活動団体をいう。

(3) 空家等対策地域活動 別表第 1 に掲げる空家等対策地域活動（以下「活動」という。）をいう。

(補助金の交付等)

第 3 条 市長は、地域振興会が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付は、同一年度につき 1 団体 1 回限りとする。

3 次の各号のいずれかに該当する活動については、補助金の交付対象としない。

(1) 国若しくは県の助成又は市の他の支援制度の補助を受けた活動

- (2) 公序良俗に反する活動
 - (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする活動
 - (4) 営利を目的とした活動
- (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、別表第2に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、10万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域振興会（以下「申請者」という。）は、空家等対策地域活動を実施する前に、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
 - (2) 前号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの
- (交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (実績報告)

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業完了の日から1月を経過する日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市空家等対策地域活動事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（様式第5号）
 - (2) 活動に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書等）の写し
- (額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金額の確定をし、交付決定者に対し魚津市空家等対策地域活動事業補助金額

の確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

空家等対策地域活動 （空家の発生抑制を期待できるものに限る）
講習会・講演会等の開催 チラシ・ポスターの制作と配布 地域の空家マップの制作と配布 地域の空家対策の取組検討会やワークショップの開催 ホームページ作成 アンケート調査 その他市長が適当と認めるもの

別表第2（第3条関係）

項目	内容
謝礼金	講師・コーディネーター等への謝礼
賃金	事業執行に直接必要な補助員等への賃金等
交通費	講師・コーディネーター等が調査や会議への出席のために必要な普通旅費等
打合せ経費	会議用お茶代、講師・コーディネーター等の食事代
消耗品購入費	事務用品・コピー用紙・事業に直接必要な地図（データを含む）等の購入費
印刷経費	チラシ・ポスター等印刷製本代、コピー代、写真現像代
役務費	切手代、振込手数料等
委託費	ホームページ・ポスター等の作成委託料
借上料	会場の使用料

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
団体名
代表者 職 氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付申請書

地域振興会で空家等対策地域活動事業を実施したいので、魚津市空家等対策地域活動事業補助金 金 円を交付されるよう魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

1 活動計画書

様式第2号（第5条関係）

活 動 計 画 書

申請者の名称	
実施予定時期	年 月
補助対象経費の合計	円
空家等対策地域活動の内容 ※具体的な内容が分かるように記載又は内容がわかるものを添付すること 。	

様式第3号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

申請者名
代表者住所
代表者氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金については、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。
（交付しません。）

2 交付決定額 金 円
（交付しない理由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
団体名
代表者氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市空家等対策地域活動事業補助金の交付決定の通知があった魚津市空家等対策地域活動事業補助金について、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績について次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

1 活動報告書

様式第5号（第8条関係）

活 動 報 告 書

実施時期	年 月
補助対象経費の合計	円
空家等対策地域活動の内容 ※具体的な内容が分かるように記載又は内容がわかるものを添付すること 。	

※事業に要した費用の支払いが確認できる書面（領収書等）の写しを添付すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

申請者名
代表者住所
代表者氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市空家等対
策地域活動事業補助金については、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交
付要綱第 9 条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長